

補装具費支給制度とは

障害のある方が、日常生活や社会参加を自立して行えるように必要な補装具（電動車椅子など）を支給する制度です。

補装具費支給制度の流れ

1. 市区町村へ申請
2. デモ
3. 医師の意見書提出
4. 更生相談所による**適合判定**
5. 支給決定 → 業者と契約 → 納品
6. 自己負担（原則1割）あり（所得により減免あり）

判定とは、実際にお住まいの地域の更生相談所へ行き、その電動車椅子に乗り、操作をしたり、その機能やオプションパーツの必要性を職員の方や医師に直接伝える場です。



電動車椅子の対象者

各補装具には、対象者と支給要件が決まっています。購入希望者はご自分の生活や身体状況に合わせた申請理由を考えて整理しましょう！

電動車椅子の支給対象者は、次のいずれかに該当する障害児または障害者です。

- ① 重度の下肢機能障害者で、電動車椅子がなければ歩くことができない方
- ② 歩行がかなり制限されている、または歩くと症状が悪化する方で、医者から「OK！」が出ている方

さらに、以下の全てのスキルを持っている障害児または障害者が対象です。

- ① 適性：日常生活で視野・視力・聴力に問題がなく、安全に走行できる方
- ② 知識：歩行者として基本の交通ルールをしっかり理解し、守れる方
- ③ 操作能力：操作ノブやメインスイッチ、速度切替をスムーズにこなせる方

電動車椅子の支給要件

さらに、電動車椅子の機能に基づく支給要件は以下の通りです。

① 電動リクライニング機能

- ・ 常に仰臥位姿勢（仰向け）を必要とする方。
- ・ 長時間の座位を保持できない方。

② 電動ティルト機構

- ・ 長時間の座位を保持するのが難しく、自力で姿勢を変えることが困難な方。

③ 電動ティルト・電動リクライニング機能

- ・ リクライニングとティルトがそれぞれ単独では姿勢保持などの目的を果たせない方。

ペルモビールのF3,M3の標準仕様は電動ティルト・電動リクライニング機能です。リフトは標準搭載ですので、必ずしもリフトの申請理由は必要ありません。

車椅子支給のための重要なポイント

更生相談所からは、次のような質問がされることがあります。

- 「なぜその車椅子が必要なのですか？」
- 「その機能、パーツはどのような時に使用しますか？」
- 「それらがないと生活できませんか？」

支給要件や対象に適合することはもちろんですが、

判定において最も重要なことは、

「なぜその車椅子が必要なのか」を明確に伝えることです。

残念ながら、「あったらいいな、便利だな」という理由では、支給されないのが現実です。

*進学や就労を希望しているなど、将来への不確定要素に対しては支給が認められないケースがあります。

ワンポイント

★具体的な例を出して
伝えると効果的★
言葉で説明が難しい場合は、
写真や動画も有効です

車椅子支給のための重要なポイント

そのため、以下のポイントを**自分の言葉**でしっかり伝えられるように準備しておきましょう。

- 今までできなかったことがどれだけできるようになるか
- 一人でできるようになるか
- 現在よりも活動範囲が広がるか
- 身体的負担が軽減されるか
- 他社の電動車椅子ではなく、なぜその車椅子が必要なのか？

身体の状態や就労・就学などの社会生活と合わせて、これらの点を考慮して説明することが大切です。